

# 第1編 総論

## 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

水巻町（町長及びその他の執行機関をいう。以下「町」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

### 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

#### （1） 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び福岡県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### （2） 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき町国民保護計画を作成する。

#### （3） 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

### 3 町国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、水巻町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

( 8 ) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

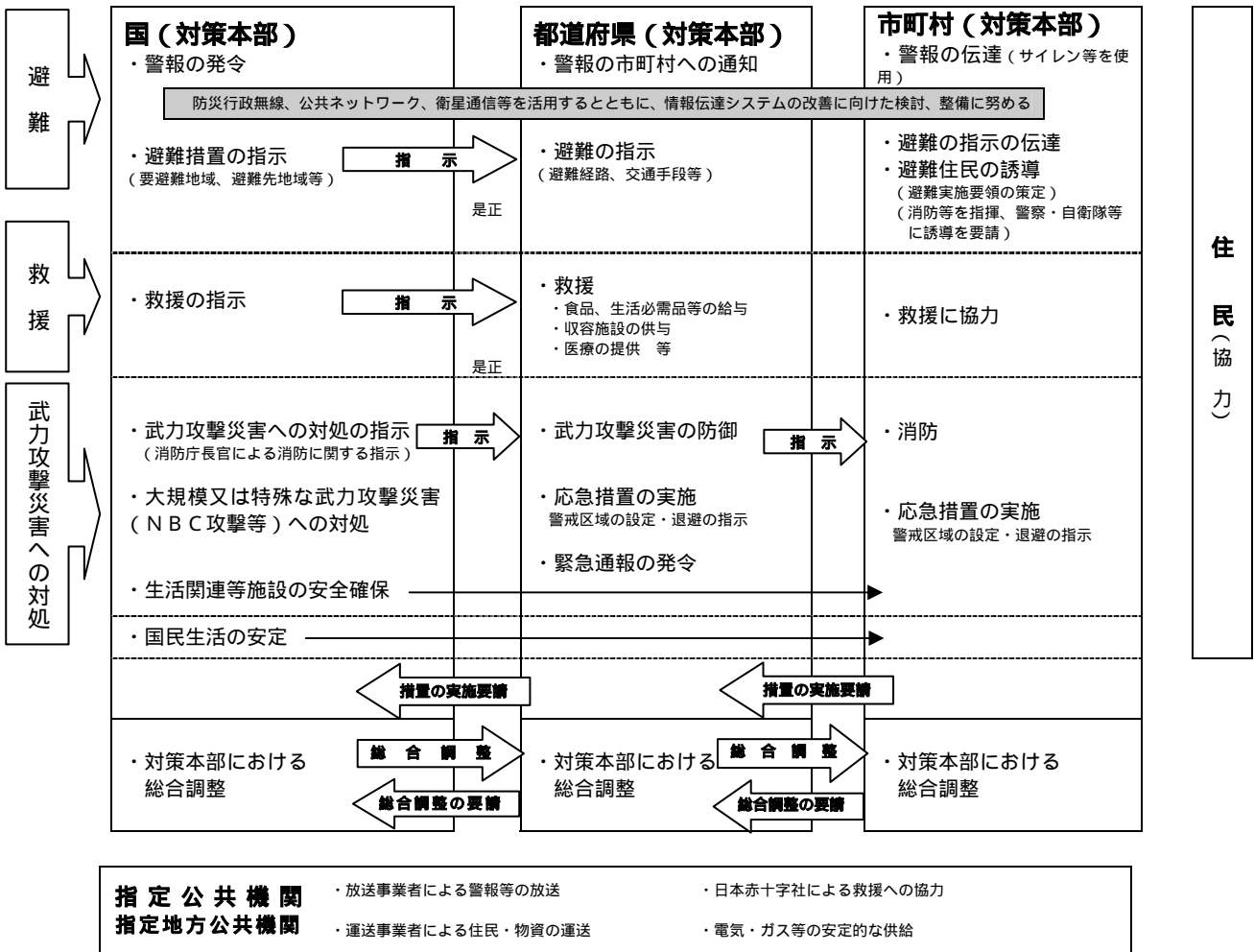
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 【国民保護措置の全体の仕組み】

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

## 町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
水巻町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

関係機関の連絡先・・・・・・・・資料編

## 第4章 町の地理的、社会的特徴

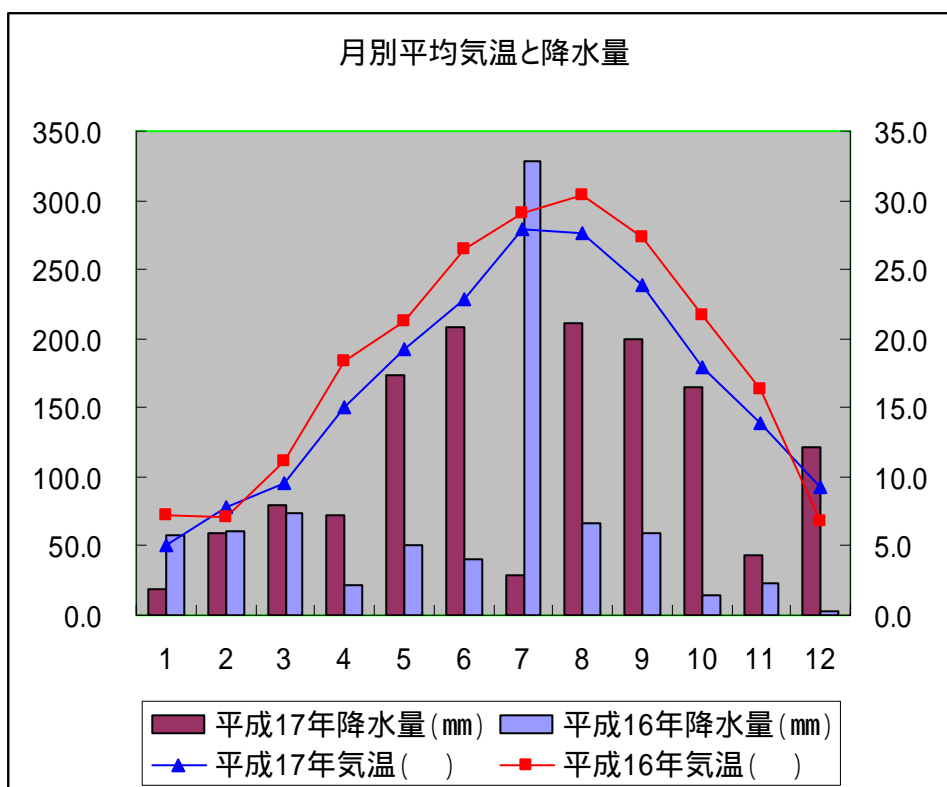
町は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について改めて確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

本町は、福岡県の北部に位置し、東は北九州市に隣接し西は遠賀川に挟まれた南北に細長い町である。町の中央部に標高100メートルの小高い丘陵地があり、周囲は平坦で低湿な沖積地で、平野の中央を曲川が流れている。

### (2) 気候

本町は、日本海型気候区に属し、年平均気温が16～17℃、年平均降水量は1,100mm前後である。特に冬は曇りがちであり、北西の季節風が強い日が多い。



資料：遠賀郡消防本部

(3) 人口分布

人口は、町の北部の梅ノ木地区、高松地区とおかの台地区が比較的多いが、町内ほぼ均一に分布している。

平成 18 年 6 月末現在

区 分	人 口			世 帯 数
	男	女	計	
立屋敷	218	269	487	210
みずほ	385	469	854	342
伊左座	392	444	836	301
二団地	125	142	267	114
二	1,477	1,545	3,022	1,055
サニー	131	120	251	86
下二	482	524	1,006	408
のぞみ野	177	188	365	104
吉田一	317	412	729	387
吉田二	621	680	1,301	569
吉田三	678	732	1,410	562
吉田団地	657	769	1,426	710
宮尾台	465	499	964	301
頃末北	628	743	1,371	547
頃末南	686	774	1,460	628
高尾	315	384	699	268
中央区	287	321	608	196
鯉口団地	222	252	474	213
鯉口分譲	107	115	222	86
美吉野	415	431	846	320
杣	114	130	244	103
古賀	415	443	858	326
新生街	66	80	146	60
古賀団地	172	163	335	110
梅ノ木団地東	879	895	1,774	841
梅ノ木団地西	344	368	712	280
緑ヶ丘	540	559	1,099	316
猪熊	1,552	1,714	3,266	1,219
高松	643	785	1,428	699
樋口	245	280	525	223
おかの台	813	1,099	1,912	759
猪熊町住	35	62	97	56
合 計	14,603	16,391	30,994	12,399
外国人数	198	256	454	
外国人を含む総人数	14,801	16,647	31,448	12,564



(4) 道路の位置等

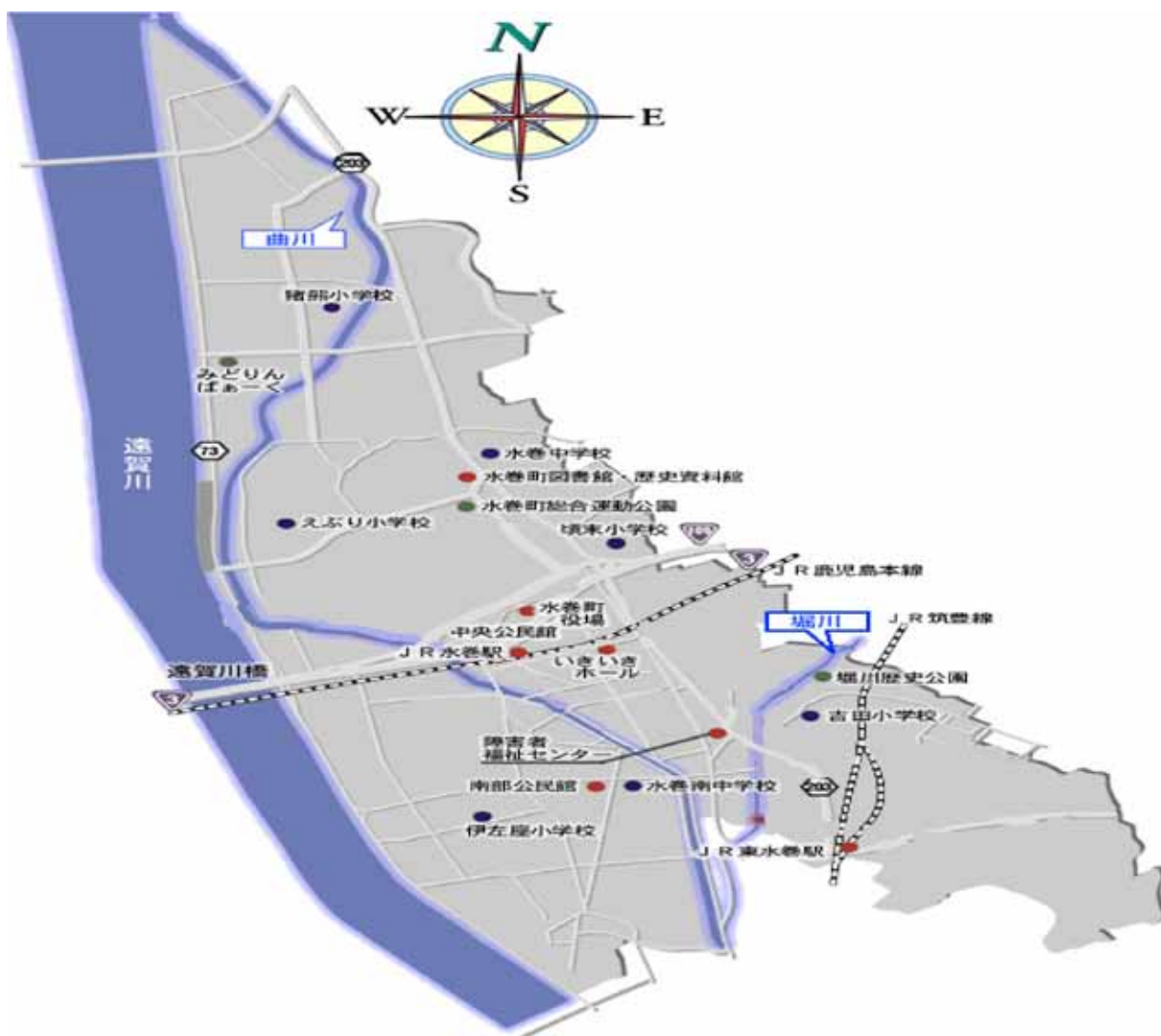
道路は、町の中央部を東西に国道3号線が横断し、北九州市及び遠賀町に繋がっている。また、県道73号直方水巻線（主要地方道）が町の西端を、県道202号水巻芦屋線・203号中間水巻線が町の東部を南北に縦断している。

(5) 鉄道の位置等

鉄道は町の中央を国道3号線と並行する形でJR鹿児島本線が横断し、北九州市、遠賀町と繋がっており、町の南東部にはJR福北ゆたか線が走り、北九州市、中間市と繋がっている。

(6) 自衛隊施設等

本町には自衛隊施設は所在しないが、北部に隣接する芦屋町に航空自衛隊芦屋基地が所在している。



## 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり福岡県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定される事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定される。

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

この類型ごとの、事態の特徴とそれについての留意点は以下のとおりである。

着上陸侵攻

ア 特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、国が敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難の指示を行うことも予想される。

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部一帯が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機などによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

侵攻に伴い、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

隣接する北九州市の沿岸部は船舶による上陸の場合、当初の侵攻目標となりやすいと考えられ、避難に当たっては、当該地域からの大量の避難住民が国道3号線やJR各線に集中することも予想されることから、混乱の防止に留意しつつ、沿岸部からの影響が及ばない県南部、九州南部又は本州方面への避難が必要となる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、鉄道などの生活関連等施設、主要橋りょう、主要道路等の交通関連施設などに対する注意が必要である。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二

次被害の発生も想定される。

#### イ 留意点

危害が及ぶ範囲は限定されることから、危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、町（消防機関を含む。）と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、近隣の堅ろうな建築物等に退避させるなど一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難場所に移動させる等適切な対応を行う。

また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

### 弾道ミサイル攻撃

#### ア 特徴

国が発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

#### イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や着弾後の速やかな消火活動等により、損害の拡大を防止する必要がある。

### 航空攻撃

#### ア 特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ国がその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも想定され、大規模な被害が発生することとなる。

また、生活関連等施設や陸上・航空自衛隊施設が目標となることもあり得る。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

#### イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、努めて早い段階で屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設における武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

## 2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画に沿って以下に掲げる事態を対象として想定する。

なお、これらの事態は、複合して起こることも考えられる。

- (1) 攻撃対象施設等による分類  
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

## ア 事態例

- ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・放射性物質取扱施設等の破壊

## イ 被害の概要

- ・可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害  
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- ・放射性物質取扱施設等が攻撃を受けた場合の主な被害  
放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。  
飲食物が汚染された場合、それを摂取した住民が被ばくする。

## ウ 留意点

攻撃により拡散等をした危険物の種類により、二次被害の防止を図るなど多様な対応が必要となる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

## ア 事態例

列車等の爆破

## イ 被害の概要

列車等の爆破により乗客のみならず沿線住民等にも被害が発生する。

## ウ 留意点

短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。

## (2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

## ア 事態例

- ・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・水源地に対する毒素等の混入

## イ 被害の概要

- ・放射性物質等  
ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。  
ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。  
小型核爆弾の特徴については、基本指針に示されている核兵器の特徴と同様である。
- ・生物剤（毒素を含む。）による攻撃  
生物剤の特徴については、基本指針に示されている生物兵器の特徴と同様である。  
毒素の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と類似している。
- ・化学剤による攻撃  
化学剤の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と同様で

ある。

ウ 留意点

二次災害の発生を防止するため立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。

消防機関及び県警察による対応では不十分であることが想定されるため、事態発生後速やかに自衛隊への協力要請を検討する必要がある。

原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

イ 被害の概要

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 留意点

多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。